

環境社会配慮ガイドラインに関するよくある質問集

平成16年7月

	質問	回答
1	なぜ JICA は環境社会配慮を行うのですか？	開発援助は一時的な対応で終わってしまうものではなく、持続的なものでなくてはならないと認識しており、環境社会配慮は、開発の持続性を確保するために必要と考えています。例えば、環境社会配慮が十分に行われなかった場合、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなることも想定されます。開発と自然環境、住民生活等とのバランスを考え、開発が持続可能となるよう配慮が必要です。
2	既存の環境配慮ガイドラインとの違いは何ですか？	1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、開発調査の事前調査実施に当たってスクリーニングとスコوپングを行ってきました。新ガイドラインは、環境社会配慮の基本方針や情報公開とステークホルダーとの協議を規定しました。また、ガイドラインの対象範囲を開発調査、無償資金協力のための事前の調査、技術協力プロジェクト全体に拡大するとともに、遵守を確保することを定めました。
3	国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインとの違いは何ですか？	JBIC が融資等を行う実施機関であるのに対し、JICA は技術協力を行う実施機関です。JICA では、技術協力の一環として様々な調査も実施しており、本ガイドラインは、JBIC が担当する事業の実施段階よりも上流の計画作成部分をカバーしています。JBIC のガイドラインが途上国の作成する環境影響評価報告書等の確認を行うためのものであるのに比べて、JICA の本ガイドラインは相手国が行う環境影響評価等の環境社会配慮を支援するものです。両機関の役割は異なりますが、JICA が支援して作成された計画が JBIC の円借款に結びつくことも想定し、JBIC のガイドラインの求める要件との整合性を図っています。
4	JBIC ガイドラインと一本化するの望ましいのでは。	ガイドラインは各組織の行動指針であり、独立したものとなりますが、JBIC との密接な連携を図るために、整合性を確保しています。
5	国際機関などの環境配慮ガイドラインとの整合性を確保しているのですか？	環境社会配慮の手続きのフロー、ステークホルダーとの協議の回数、スクリーニング時のカテゴリ分類や環境影響評価報告書の項目等について、世銀やアジア開発銀行等のガイドラインと整合性を図っています。
6	相手国政府との法律や規則との調整が必要なのではないのですか？	相手国の環境アセスメント等の法律や規則を適用することが第一義です。ただし、ガイドラインと比べ不十分な場合は、相手国政府の同意を得た上でガイドラインを適用します。相手国の法律や規則を十分尊重します。
7	どのようなプロセスを通じて改定されたのですか？	2002 年 12 月から 2003 年 9 月にかけて、JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会を 19 回開催し、2003 年 10 月に同委員会から提言をいただきました。その後、JICA はガイドライン案を作成し、2003 年 11 月から 2004 年 3 月にかけて JICA 環境社会配慮ガイドライン改定フォローアップ委員会を開催するとともに、2003 年 12 月から 2004 年 2 月にかけてパブリック・コメントの募集をホームページを通じて行いました。また、同期間に東京、大阪、名古屋等でパブリック・コンサルテーションを開催し、関心を有する方々と直接意見交換も行いました。以上を通じていただいたご意見をもとにガイドライン案を修正し、ガイドラインの改定を行いました。
8	新ガイドラインは、英語以外の言語に翻訳するのですか？	途上国の関係者に理解していただくため、スペイン語、フランス語及び中国語に翻訳しました。但し、日本語と日本語以外の言語とで解釈に疑義が生じた場合は、日本語版に基づき解釈を行います。
9	ステークホルダーの意味ある参加とはどのようなものですか？	双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。
10	JICA が行っている協力には、環境社会配慮だけでなく、直接環境改善に貢献する協力もありますか、そのような支援	直接、環境改善に貢献する事業であったとしても、環境面や社会面で影響がある場合は、本ガイドラインの対象になります。

	は新ガイドラインのスコープに入っていないのですか？	
11	新ガイドラインに相手国は対応できるのですか？	現在多くの途上国は環境アセスメントに関する法律やガイドラインを有しています。また、他のドナーも環境アセスメントの実施を要件としています。途上国は、新ガイドラインに対応可能であると判断していますが、必要に応じて、JICAは相手国が適切な環境社会配慮を実施できるよう、必要な支援を行います。
12	ステークホルダーの範囲について、どのように考えているのですか？	「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体（非正規居住者を含む）及び現地で活動しているNGOをいい、プロジェクトサイトで開催されるステークホルダー協議に参加する方々を指します。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいいます。
13	非正規居住者をステークホルダーとして含める必要があるのでしょうか？	協力事業の対象地に居住する住民は、非正規居住者であっても、対象地で生活または生計を立てている人々は、現地ステークホルダーに含めます。ただし、いわゆる「Professional Squatter」（補償を得ることのみを目的とする非正規居住者）については、相手国政府と協議の上その対応を検討する必要があると考えます。
14	「参加するステークホルダーは真摯な発言を行う責任が求められる」とありますが、発言が抑制されることになりませんか？	協議を混乱させる目的で発言する方はおり、真摯な発言を行う責任を持って行っていただきたいというのが趣旨です。 一方で、発言によって発言者に支障が生じるという状況が想定される場合は、2.7の社会環境と人権への配慮に記載されている特別の配慮が必要と考えます。
15	ステークホルダーが参加する時点はどの時点ですか？スクリーニングの段階での参加は想定していないのですか？	スコーピングの段階からステークホルダーが参加することを想定しています。スクリーニング段階ではステークホルダーとの協議は行いませんが、カテゴリ分類とその理由は情報公開します。
16	情報公開の基本方針は何ですか？	相手国が主体的に情報公開を行うことを原則としています。一方、JICAは自らも協力の主要な段階で情報公開します。
17	なぜ「プロジェクトを実施しない案」を代替案に含めるのですか？	プロジェクトを実施しないことによる影響と実施することによる影響を比較するためです。プロジェクトを実施しない案を代替案に含めることによりプロジェクトの正当性をより明確に説明することが可能になります。
18	フォローアップを行う目的は何ですか？	フォローアップの目的は、JICAが支援を行った環境社会配慮調査の結果が相手国政府の事業実施の意思決定に反映されていることを確認することです。
19	環境影響評価は、誰が主体となって行うのですか？	JICAは、相手国政府が環境影響評価を行うプロセス（スコーピング、予測、評価等）を支援しますが、環境影響評価の主体者は相手国政府であり、相手国政府が環境影響評価に必要な法的措置を行います。
20	環境影響評価書の作成までJICAは支援を行うのですか？	相手国政府の法律に基づく評価書の作成と環境影響評価の手続きは相手国政府が行います。JICAは必要に応じて環境社会配慮調査を行い環境影響評価に必要な資料の作成を支援します。
21	戦略的環境アセスメントの考え方を導入するとありますが、具体的にはどのような取り組みを行うのですか？	事業段階より上位の政策、プランやプログラムに関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に対して協力を行う場合は、戦略的環境アセスメントの考え方を反映します。JICAは、IEEレベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国と共同で行います。また、調査の過程では、情報公開やステークホルダー協議への支援を行い、その結果を反映させます。
22	環境影響評価書やその他情報の公開を拒む国もあるのではないのですか？	協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを相手国政府と協議し合意することとしています。情報公開について相手国政府に制度や経験がない場合は、協力事業を通じて必要な支援を行います。しかし、情報の公開について相手国政府の同意が得られない場合は、カテゴリAとBについては支援が困難と判断します。
23	対象となっているスキーム（開発調査、無償資金協力事前の調査、技術協力事業）以	本ガイドラインは、JICAが行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力事業を対象としますが、それらのスキーム以外で環境社会配慮が必要な場合は、その目的に応じて必要な範囲

	外には、新ガイドラインは適用されないのですか？	において本ガイドラインの関連部分を尊重します。
24	JICAでもプログラム・アプローチを導入するそうですが、環境社会配慮の確認はどのように行うのでしょうか。	プログラム・アプローチを導入した場合でも各スキームは存続しますので、ガイドラインにしたがって環境社会配慮の手続きを行います。
25	緊急を要する場合は、どのように対応するのですか？	自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、緊急の理由と具体的な手続きを早期の段階において環境社会配慮審査会に諮問します。また、環境社会配慮審査会の検討結果を情報公開します。
26	新ガイドラインを今後どのように普及していく方針ですか？	JICA職員、JICA専門家、コンサルタントや関係機関を対象に、本ガイドラインを説明する機会を設けます。英語以外の言語への翻訳も行います。また、OECD等の国際会議や途上国、各援助機関との協議の場等で本ガイドラインを説明、情報発信を行います。特に途上国側へは、個別の案件の協議の場や研修の機会等を利用し説明を行います。
27	新ガイドラインに基づく情報公開と『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』（以下「情報公開法」という。）に基づく情報公開との関係はどうなっているのでしょうか？	新ガイドラインに基づく情報公開は、情報公開法に基づく情報公開とは異なる手続きです。情報公開法に基づく情報公開は、JICAの保有する文書について、開示請求に基づき、情報公開法に定められた手続きに従って、開示すべきか否かを判断するものです。 これに対し、本ガイドラインに基づく情報公開は、情報公開法の手続きを経ずにJICAが自主的に、重要な情報等を提供し業務の透明性を高めるとともに、ステークホルダーからの意見を事業に反映させるものです。
28	スコーピングや環境社会配慮の概要検討時の情報公開の期間を規定する必要はないのですか？	相手国の環境影響評価制度、他ドナーの調査の事例を参考に、ステークホルダーの意味ある参加を確保する上で必要な期間を個別の協力事業ごとに定める予定です。
29	影響を受ける地域住民はウェブサイトにはアクセスできない場合が殆どであり、このような人々はどのように協力事業の情報を入手できるのですか？	環境社会配慮に関する文書は、ウェブサイトでの公開のみならず、地域の公共施設等でいつでも閲覧可能となるよう相手国政府に働きかけます。また、現地NGOと相談し、影響を受ける人々への情報を知らせる方法を検討します。
30	協力事業により影響を受ける現地の住民の意見の反映をどのようにするのですか？	現地で直接影響を受ける人たち、その中でも特に脆弱なグループに含まれる人たちの意見を反映することが重要と考えます。そのため、相手国政府及びJICAが行う情報公開は、相手国の公用語もしくは広く使われている言語と地域の人々が理解できる様式で行います。また、ステークホルダー協議にあたっては、時間的余裕を持って事前に周知し、必要な情報を公開するほか、必要に応じて協議を複数回開催し、脆弱なグループに含まれる方々が意見を表明しやすいよう工夫することも重要と考えます。
31	ステークホルダーとの協議は、誰が主催するのですか？	主催者は相手国政府または相手国政府実施機関となります。JICAは、必要に応じて技術的事項について説明を行います。
32	ステークホルダーとの協議が適切に行われたかをどのように確認するのですか？	ステークホルダー協議を行った際は協議議事録を作成します。また、調査の主要な段階で外部の専門家からなる環境社会配慮審査会へ諮問し、ステークホルダーとの協議の結果を検討します。
33	「スコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う」との記載がありますが、「一連の」とは、どのような意味ですか？	ステークホルダー協議を意味あるものとするためには、理解や合意形成を得る必要があります。そのためには、形式的に1回の協議を行って終了するのではなく、ステークホルダーとの個別協議や全体協議が必要になると考え、「一連の」という表現にしました。
34	調査検討すべき環境社会影響の項目をすべて調査する必要	検討する環境社会影響の項目については、本ガイドラインにおいては、幅広くあげられているものの、すべての協力事業に対してすべて

	があるのか？	の項目を調査するのではなく、スコーピングによって、重要な及び重要と思われる項目に絞込みます。
35	環境社会配慮審査会の役割を教えてください。	環境社会配慮審査会は、カテゴリ A 案件とカテゴリ B 案件について要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行います。
36	カテゴリ分類に明確な基準、もしくは、例示などを設ける必要は無いのですか？	JICA の協力対象国は多く地域の状況が多様であり、閾値を設定することは困難と考えています。カテゴリ分類を行うにあたっては、第一義には相手国の環境影響評価に関する法令やガイドラインを参考にするとともに、他ドナーの類似事例や日本の環境影響評価法等を参考にします。
37	協力事業の実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準に加えて国際的基準を参照するのですか？	JICA は、日本、国際機関、地域機関、他のドナー国などが定めている国際基準・条約・宣言などの基準やグッドプラクティスを参照します。
38	各国際条約で将来の保護対象となりそうな場所については、国際自然環境保護 NGO 等が作成している、シャドーリスト（次点の候補地をリスト化したもの）がありますが、参照するのですか？	世界自然保護基金（WWF）、国際自然保護連合（IUCN）、Conservation International、Birdlife International、Wetlands International などの NGO がシャドーリストを作成している場合がありますと考えますが、情報の収集に努めるとともに環境社会配慮の参考にします。
39	女性や子ども等の人権についてどのように対処することを考えているのですか？	人権に配慮するために、国際機関が発行するカントリーレポート等の関連する情報を収集するとともに、情報公開を通じて外部の意見や情報の収集に努めます。
40	「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものはどのような場合ですか？	環境社会配慮が確保できないと判断する場合として、以下のような場が考えられます。 ①開発ニーズの把握が不適切であることが判明した場合。 ②事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合。 ③深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合。 ④事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合 ⑤情報公開やステークホルダー協議、環境社会配慮調査の実施など環境社会配慮の適切な実施が期待できない場合
41	案件検討段階で、カテゴリ分類がなされた後、カテゴリを変更することはありうるのでしょうか？	要請確認段階でカテゴリ分類を行います。その後協力事業の進捗にしたがって必要に応じてカテゴリ分類を見直します。
42	連携 D/D では、JICA はエンジニアリング分野の実施設計調査を行うとありますが、環境社会配慮は行わないのですか？	連携 D/D は、JBIC ガイドラインに基づき、環境審査プロセスを経た案件であって、円借款を供与することが適切であると JBIC が判断したものを対象にします。JICA は、環境社会配慮の JBIC の審査内容を現地で確認しますが、環境社会配慮上問題が生じた場合は、JBIC に情報を提供し対応を求めます。
43	環境社会配慮の範囲は幅広いですが、1名の調査団員が担当するのですか？	調査団員と現地のコンサルタントと一緒に業務を行うことを想定していますが、必要に応じて合理的な範囲で団員数や作業量（人月）を決定します。

以上